

第1回始良中央地区合併協議会

# 会 議 録

平成15年5月22日

始良中央地区合併協議会

## 第1回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年5月22日(木)午後1時30分

場所 国分シビックセンター多目的ホール

- 1 開 会
- 2 協議会設立までの経緯について
- 3 会長、副会長及び委員の選任等経過報告
- 4 委員委嘱状交付及び紹介
- 5 会長あいさつ
- 6 来賓あいさつ
- 7 事務局職員紹介
- 8 協議会規約について  
始良中央地区合併協議会規約
- 9 議 事
  - (1) 報告事項
    - 報告第1号 監査委員の選任について
    - 報告第2号 始良中央地区合併協議会委員等の報酬及び費用  
弁償に関する規程について
    - 報告第3号 始良中央地区合併協議会幹事会規程について
    - 報告第4号 始良中央地区合併協議会専門部会規程について
    - 報告第5号 始良中央地区合併協議会分科会規程について
    - 報告第6号 始良中央地区合併協議会事務局規程について
    - 報告第7号 始良中央地区合併協議会財務規程について
    - 報告第8号 平成15年度始良中央地区合併協議会事業計画  
及び平成15年度始良中央地区合併協議会予算について
  - (2) 議決事項
    - 議案第1号 始良中央地区合併協議会会議運営規程について
  - (3) 協議事項
    - 協議第1号 事務事業一元化調整方針について
    - 協議第2号 新市まちづくり計画の策定方針について
- 10 次回会議内容について  
構成市町の行政視察
- 11 その他
- 12 閉 会

会 議 出 席 者

有村 久行 委員	原 京子 委員
福島 英行 委員	山口 茂喜 委員
木原 数成 委員	大庭 勝 委員
吉村 久則 委員	脇元 勝己 委員
津田和 操 委員	湯前 則子 委員
小原 健彦 委員	新村 俊 委員
西村 新一郎 委員	宮田 揮彦 委員
笹峯 護 委員	上村 哲也 委員
東麻生原 勉 委員	榎木 ヒサエ 委員
池田 靖 委員	松山 典男 委員
川畑 繁 委員	石田 與一 委員
徳田 和昭 委員	永田 龍二 委員
川東 清昭 委員	徳永 麗子 委員
常盤 信一 委員	砂田 光則 委員
木場 幸一 委員	岩崎 薩男 委員
黒木 更生 委員	松永 讓 委員
迫田 良信 委員	狩集 玲子 委員
浦野 義仁 委員	原田 統之介 委員
川島 暁 委員	児玉 實光 委員
川畑 征治 委員	八木 幸夫 委員
西 勇一 委員	林 麗子 委員
松枝 洋一郎 委員	
小久保 明和 委員	
諏訪 順子 委員	
延時 力蔵 委員	
今吉 耕夫 委員	
今島 光 委員	
秋峯 イクヨ 委員	
道祖瀬戸 謙二 委員	
森山 博文 委員	
東鶴 芳一 委員	

会 議 欠 席 者

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場裕也）

間もなく会議が始まりますが、会議に先立ちまして配付資料の確認と注意事項のご連絡をいたします。まず、事前に配付いたしておりました会議資料の確認であります。60ページの資料が一冊でございます。次に、注意事項をご説明いたします。会議の進行を妨げることがないように次の事項をお守りください。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りください。傍聴にお越しの方は傍聴証の裏面に記載されております事項をお守りください。それから、場内は禁煙となっております。以上で配付資料の確認と注意事項の連絡を終わります。その場で姿勢を正してください。一同、礼。本日は当協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第1回始良中央地区合併協議会を開会いたします。まず初めに合併協議会設立までの経緯について事務局長より説明いたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、始良中央地区合併協議会設立までの経緯につきましてご説明申し上げます。資料につきましては1ページから2ページのところにその概要が掲載してございます。始良中央地区合併準備協議会の設立につきましては、平成15年の1月15日に1市6町の合併に関する基本的事項等について協議又は調整を行うため設置されまして、1市6町の首長及び議会の議長をもって組織されておりました。また、併せて幹事会もその組織の中に設置をされておりました。この幹事会につきましては各市町の合併担当の課長でございました。各会議の開催状況につきましては先ほどの資料の1ページから2ページにかけて記載してございますので、お目通しを願いたいと思いますが、協議会の開催を3回、それから幹事会を5回開催するなどしまして法定協議会設置へ向けた取り組みがなされた結果、各市町の議会の議決が得られましたので、3月28日に法定協議会設置のための必要な協議を行いまして、この3月31日には始良中央地区合併準備協議会を解散し、そして4月1日に始良中央地区合併協議会が設置をされました。各会議等の内容はそこに記載しているとおりでございますので、お目通しを願います。以上が協議会設置、設立までの主な経緯でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場裕也）

続きまして会長・副会長及び委員の選任等経過報告につきまして隼人町長津田和操様よりご説明をお願いしたいと思います。お手数ですが、前の方にお進みいただいでご説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

皆さんこんにちは。ただいま司会の方からございましたように、会長・副会長及び委員の選任等について経過の報告を申し上げます。ご承知のとおり、始良地区中央合併協議会発足に係る会長選任等の経過報告について、私が始良中央地区合併準備協議会の会長をしておりましたので、その関係でご報告を申し上げます。各市町におきましては今3月定例会におきまして合併協議会設置議案が可決をされましたのを受けて、第3回合併準備協議会を3月28日に開催をいたしました。当日は

構成委員であります1市6町の首長さん及び議会議長さん全員の出席をいただきまして、2ページに記載をいたしてありますが、協議事項について審議をいただきました。その結果につきましては3ページに記載のとおりであります。協議会会長に鶴丸国分市長さん、副会長に私隼人町長ということで決定をいただきました。その他のことにつきましては記載のとおり確認いたしましたので、お目通しよろしくお願いを申し上げまして経過の報告とさせていただきます。これで終わります。

**○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場裕也）**

ありがとうございました。続きまして委員の委嘱状交付及び紹介でございます。本日は時間の関係上、代表者の方にのみ会長から直接委嘱状を交付させていただき、その他の委員の方々につきましては、申し訳ございませんが、後ほど事務局の者が配付させていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。代表者は志學館大学法学部教授の原田統之介様をお願いしたいと思います。原田様、お手数ですが、前の方にお進みください。

**○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸明人）**

委嘱状、原田統之介殿。あなたを始良中央地区合併協議会委員に委嘱します。期間は平成15年5月22日から協議会解散の日までとします。平成15年5月22日、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人。どうかよろしくお願いを申し上げます。その他の皆さん方にもどうかよろしくお願いを申し上げます。

**○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場裕也）**

続きまして委員の方々のご紹介です。

**○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）**

それでは、委員の方々をご紹介申し上げますが、席次表によりまして委員の方々をご紹介いたします。なお、本日の資料の5ページに委員名簿、役職名等が掲載されておりますので、併せてご覧いただき、こちらからの紹介については役職名等については省略させていただきます。お手数ですが、名前を呼ばれた方につきましてはその場でご起立いただきたいと思います。それでは、ご紹介を申し上げます。まず、西村委員でございます。それから常盤委員でございます。西委員でございます。松枝委員でございます。小久保委員でございます。諏訪委員でございます。有村委員でございます。笹峰委員でございます。木場委員でございます。延時委員でございます。今吉委員でございます。今島委員でございます。秋峯委員でございます。福島委員でございます。東麻生原委員でございます。黒木委員でございます。道祖瀬戸委員でございます。森山委員でございます。東鶴委員でございます。原委員でございます。木原委員でございます。池田委員でございます。迫田委員でございます。山口委員でございます。大庭委員でございます。倉田委員でございます。湯之前委員でございます。吉村委員でございます。川畑委員でございます。宮田委員でございます。上村委員でございます。浦野委員でございます。新村委員でございます。榎木委員でございます。津田和委員でございます。徳田委員でございます。川島委員でございます。松山委員でございます。石田委員でございます。永田委員でございます。徳永委員でございます。小原委員でございます。川東

委員でございます。川畑委員でございます。砂田委員でございます。岩崎委員でございます。松永委員でございます。狩集委員でございます。原田委員でございます。児玉委員でございます。八木委員でございます。林委員でございます。以上で紹介を終わらせていただきますが、一部肩書等に変更になった方がおありかと思っておりますけれども、その整理をした時点での肩書ということでご理解をいただきたいと思っております。ありがとうございました。

#### ○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場裕也）

続きまして会長あいさつでございます。始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人がごあいさつを申し上げます。

#### ○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸明人）

皆様方こんにちは。ただいまご紹介いただきました国分市長の鶴丸でございます。第1回目の始良中央地区合併協議会の開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。私は、先ほど津田和隼人町長の方からもご案内がございましたが、去る3月28日の始良中央地区合併準備協議会におきまして当協議会の会長に選任をいただきました。この職責の重大さをひしひしとかみしめながら一生懸命に取り組み、そしてその職責を果たしてまいりたいと考えております。どうか委員の皆様方の温かいご指導とご協力を賜りますようまず心からお願いを申し上げたいと存じます。なお、委員の皆様方におかれましてはそれぞれ要職の立場にあられる方々でございます。そのような中にございまして今回の委員を快くお引き受けいただきましたことに心から感謝を申し上げますとともに、本日の会議に大変お忙しい中全員の方々にご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げたいと存じます。さらに、本日は、大変公務のお忙しい中、鹿児島県の境総務部長様、加治木の総務事務所の星原様、そして市町村合併推進室の西中須様にもご来賓としてご参席をいただいております。誠にありがとうございました。さて、皆様、ただいま地方公共団体にとりましてはこの合併という課題は最も重要な問題の一つでございます。この背景には、ご承知のとおり、地方分権の推進、そして市町村の危機的財政状況といったそういう要素、これがその背景の一つでございますが、もう一つの要素といたしましては日常生活圏の拡大というものがあると考えております。ご承知のとおり、明治の初めに市町村が設置された時の一つの生活圏というのは歩いておおむね1時間、昭和の合併、これは自転車を利用して大体1時間、そして今回の合併の生活圏は自動車で1時間、加えてインターネット等の情報発達がその要素に加えられるのではないかと、このように考えております。今回の枠組みの1市6町につきましても既に通勤・通学あるいは購買といった面で見ますとそれぞれ一つの地域を形成し、おおむね一つの生活圏域にあるのではないかと考えられます。1市6町を含むこの町村合併問題につきましても、2市12町、つまり始良西部、始良東部、大口、菱刈を含みます2市12町、そしてその後1市8町、この6町に栗野、吉松を含む8町におきましてこれまで研究会が置かれ、いろいろな議論が進められ、その後去る1月15日に始良中央地区合併準備協議会におきましてこの1市6町での枠組みで今後の取り組みを進めるという協議がなされまして、先ほど事務局長、それから津田和準備協議会の会長さんからお話ございましたような経過を経ま

して4月1日から事務局がスタートいたしてきているところでございます。この合併協議会の大きな仕事といたしましては、ご案内のとおり、合併後の新しいまちの名前をどうするのか。合併後の事務所をどこにするのか。合併の期日をどうするのか。いつにするのか。そして新しい合併の指針を示します新しい市町村建設計画の策定、そして、それぞれ今、市町村ごとに事務の取り扱いが異なっておりますけれども、この事務の一本化・一体化、こういった内容を盛り込んだ協定書の作成というものが主な大きな仕事になってまいります。一方、この合併の合意については議会の議決を経るということとなりますが、そのようなことを踏まえましてこれから進める諸々の作業におきましては十分に住民の皆様方のコンセンサスを得るということがとても大事ではないかというふうに考えております。なお、合併特例法は平成17年3月で期限切れとなります。この合併特例法の期限前の財政的な特例措置等の支援を受けるということ等を考慮いたしますと、この合併協議会の議論もそのことを前提にして協議が進められなければならないのではないかと考えているところでございます。私どもといたしまして最も大事なことは、この1市6町の合併が本当に住んでおられる皆様方の夢の描けるものであり、そして、また、本当に合併することはよかったと、意義のあることであると、あったと言われるような計画づくり等を進めていく必要があるのではないかと考えております。今日から実質的に第1回目の皮切りの審議が、協議が開始をされるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、この重たい職責を皆様方のご支援をいただきながらつつがなく務めさせていただきたいということと、皆様方の多大なるご尽力をご期待申し上げながら開会の会長のあいさつに代えさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

#### ○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場裕也）

続きまして来賓あいさつでございます。鹿児島県総務部長境勉様にごあいさつを賜りたいと存じます。

#### ○鹿児島県総務部長（境 勉）

ご紹介いただきました県の総務部長の境でございます。始良中央地区の第1回の合併協議会の会合にあたりまして一言ごあいさつ申し上げたいと思っております。まずもってここに1市6町の枠組みによります法定合併協議会が発足いたしましたことを心よりお祝い申し上げたいと思っております。この第1回の法定合併協議会の設立までの間に各首長さん方でありますとか、あるいは各議会の方々でありますとか、あるいはそれぞれの市や町の住民の方々大変なご苦勞がございましたことと思っております。そのご苦勞にも心より敬意を表したいと思っております。ご承知のとおり、市町村合併非常に今全国的に急速化いたしております、この1年間で市町村合併の取り組みというのは急速に進んでおります。法定合併協議会に参加する市町村の数はこの1年間で5倍ということで、地域数でも4.5倍ということで非常に急速に合併への動きが加速していると、こういう状況でございます。その背景には市町村行財政をめぐる大変厳しい状況というのがあるわけですし、一方で住民サービスを担う基礎的自治体である市町村への期待、それからこれから市町村が担っていく事務の大きさというものがあるわけございまして、これからの時代に住民に一番身近な基礎的自治体である市町村が住民に対

してきちんとした行政サービスをしっかりと提供していく。そのための行財政基盤を市町村合併によってつくるんだというような認識が全国的に高まっていることの現れであろうかと、このように考えているわけでございます。市町村財政につきましては、ご承知のように、三位一体の改革というのが議論されていますけれども、この中で国庫補助金の削減でありますとか、地方交付税の縮減でありますとか、非常に厳しい方向が出されているわけです。こういう中でしっかりと行財政基盤をしっかりと将来にわたってきちんと住民に対してサービスを供給できるようなそういう自治体をつくり上げていかなければいけない。こういう時代になっております。幸いにして、この始良中央地区の場合ですと人口が約 13 万人ということでありますから、合併をされますとですね鹿児島市に次ぐような県下第二のあるいは第三、いわゆる県下の中心都市というような位置付けにもなるわけですし、これぐらいの人口規模というのは、全国的な調査によりますと、住民一人当たりの行政コストが最も小さいといったような人口規模ということになるわけでございます。そういうその有利性というものを生かしながら、1 市 6 町の地域資源でありますとか、そういうものをしっかりと見つめていただいてこの始良中央地区の将来の姿というものをこの場でしっかりとご議論いただければ大変ありがたいと、このように思っております。法定合併協議会があくまでもまちの将来を議論する場ということでございますから、この今回の会議を一つの大きなステップといたしましてこの地域の将来像につきまして大いに議論をしていただければと、このように思っておりますし、県といたしましても、市町村の発展なくして鹿児島県政の発展はないわけでございますので、私どもも精いっぱい支援もしてまいりたいと、このように思っておりますので、また、県に対しましても、いろいろとご意見なり、ご要望などあれば、聞かせていただければ幸いと、このように思っております。本日の会合がこの始良中央地区の素晴らしい将来に向けての大きな一歩となりますよう心よりご祈念申し上げまして私からのごあいさつにさせていただきます。

#### ○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場裕也）

ありがとうございました。それでは、本日ご列席いただきました来賓の皆様をご紹介申し上げます。ただいまごあいさつを賜りました鹿児島県総務部長境勉様です。鹿児島県加治木総務事務所長星原一博様です。現在始良地域の合併支援本部長をなさっておりますが、今後当協議会におきましても会議の場においていただき大所高所からご指導・ご助言を賜りたいと考えております。続きまして市町村合併の推進の労をとっております鹿児島県総務部地方課市町村合併推進室長西中須浩一様でございます。本日はお忙しい中ご列席いただきありがとうございました。続きまして事務局職員の紹介でございます。

#### ○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、私の方から事務局の職員を紹介させていただきます。資料の 6 ページの方に職員の配置の名簿が準備してございますので、そちらの方をご覧いただければと思います。まず、私の隣におりますのが参事の仙場でございます。次に、次長の間手原でございます。同じく次長の濱住でございます。次に、総務班の班長をあずかります山元でございます。同じく総務班の西でございます。

同じく総務班の野崎でございます。計画班の班長木野田でございます。同じく計画班の林でございます。同じく計画班の住元でございます。第一調整班班長の本村でございます。同じく班員の松元でございます。同じく班員の東郷でございます。それから第二調整班の班長原田でございます。同じく班員の武田でございます。同じく班員の稲留でございます。私事務局をあらかじめ藤田と申します。どうぞよろしく願いをいたします。

#### ○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場裕也）

それでは、会次第8の始良中央地区合併協議会規約についてでございます。事務局長が説明をいたします。

#### ○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、規約についてご説明申し上げます。資料につきましては、7ページ、8ページ、9ページ、10ページでございます。この始良中央地区合併協議会の規約につきましては、去る3月の議会におきましてそれぞれの市、町の議会におきます議案として提案され、決定をされております。まず、第1条でございますけれども、協議会の設置でございます。そこに1市6町の構成と、それから根拠法が示してございます。これに基づきまして協議会が設置をされております。名称につきましては、第2条で始良中央地区合併協議会というふうに称しています。それから協議会の担任する事務でございますが、第3条でございます。そこに3点ほど大きく書き出してございます。一つには1市6町の合併に関する協議、それから法第5条の規定に基づきます新市のまちづくり計画の作成が主なものでございますが、10ページに資料がございまして、合併協定項目の標準的な例として参考として綴じてございます。大きく基本的協定項目5項目、それから合併特例法による協定項目、それからその他必要な協定項目というようなことで、これは現在の皆様方のお手元に示した資料として一つの標準例として示してございます。今後こういうものを中心にして作業は進めてまいります。元に返っていただきまして、主なものだけご説明申し上げたいと思います。第5条が組織でございますけれども、組織につきましては、会長と、それから委員という形になっておりまして、会長、副会長につきましては第6条で先ほど報告があったとおりでございます。それから委員につきましては、会長を除きまして、1市6町の長、それから1市6町の議会の議長及び1市6町の議員のうち議会の方から指名された方1名、そして1市6町の長が協議して定めた学識経験を有する方32名というふうになっております。この32名につきましては、それぞれの市、町から4名ずつ、それと広域的な枠といたしまして4名の委員の方々をお願いいたしております。会長と、それから委員52名、合わせまして53名の方々になります。続きまして次のページを開けていただきたいと思います。第9条が会議でございます。会議につきましては会長が招集することになります。それから、委員の方々からの請求の場合には、3分の1以上の方から請求がありますと、これは会長が招集しなければならないというふうになっております。それから、第10条で会議の運営でございます。会議につきましては、委員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことができないというふうになっております。次に、第12条になりますけれども、小委員会の規定がございまして、担

任事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができるというふうになっております。なお、この小委員会の組織運営等につきましては、会長がこの会議に諮りまして定めることといたしております。それから、第13条に幹事会がございます。この協議会の会議に提案する必要な事項につきましては、協議、調整をするために幹事会を置くこととなっております。この幹事会規程につきましては後ほどまたご報告申し上げますが、1市6町の助役、それから広域的な事務を担当いたします課長、それと、12の専門部会を設置をしておりますけれども、この専門部会長、これらの方で構成する幹事会を設置することとなっております。それから、第17条につきましては監査でございます。監査委員2名の方を委嘱するようになっております。以上、主なものがこの協議会規約に定められておりますけれども、第20条で補則でございます、その後必要なものにつきましては、また、会長の方でこの会議に諮りまして定めるようになっております。なお、この規約につきましては、1市6町の長が協議して定めた日から施行するということでございますけれども、4月の1日からこの規約については施行になっております。以上でございます。

#### ○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場裕也）

以上で協議会規約について説明を終わらせていただきます。ここで先ほど来賓のごあいさつをいただきました境総務部長様、それから西中須市町村合併推進室長様におかれましてはご都合によりましてご退席されます。本日はお忙しい中ご列席いただきましてありがとうございます。続きまして会次第9の議事に入らせていただきます。若干議事の準備をさせていただきます。

#### ○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸明人）

それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきたいと思っております。皆様方のお手元の資料の3枚目に今日の議事といたしまして報告事項、会次第の中の報告事項が8件、議決事項が1件、協議事項が2件等々と示されておるところでございます。どうか活発なご意見を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。初めに報告事項、1番目の報告事項でございますが、報告第1号、監査委員の選任について事務局の説明をお願いいたします。

#### ○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、資料の11ページをお開きください。11ページです。報告第1号、監査委員の選任について説明をいたします。始良中央地区合併協議会規約第17条の規定により監査委員を選任いたしましたので、報告するものでございます。資料の8ページの規約の中の17条で協議会の出納の監査は、会長、副会長の属する市町以外の監査委員の中から、1市6町の長が協議して選任した二人を委嘱してこれを行うとなっております。協議の結果、溝辺町の監査委員の大人一平様、牧園町の監査委員の検校昇様を選任いたしましたので、報告するものでございます。以上、説明を終わります。

#### ○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、何か質問ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

なお、これからの進行におきまして質問、ご意見等がございます場合は、お手元の所にこのマイ

クがセットされております。議事録等の関係もございまして、質問される場合、挙手をいただきまして、そして委員名をおっしゃっていただいてからご発言を賜りますようどうかひとつよろしくお願いを申し上げます。ご異議がないということでございまして、監査委員の選任につきましては終わらせていただきます。なお、本日はただいま報告いたしました監査委員の二人の方のうち1名の方にご出席をいただいております。ご紹介申し上げたいと思います。溝辺町監査委員大人一平様でございます。なお、牧園町の監査委員の検校昇様につきましてはご都合により本日はご欠席でございますので、ご理解いただきたいと思います。続きまして報告第2号から第8号までを一括して事務局の説明をお願いいたします。

#### ○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、資料の12ページ目からの説明になります。よろしくお願いたします。まず、報告第2号、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について説明をいたします。協議会規約第18条の規定に基づき協議会の委員の報酬及び費用弁償に関する規程を定めたので、報告をするものでございます。第1条で趣旨を協議会の会長、委員及び監査委員の報酬及び費用弁償の額、支給方法について必要な事項を定めるものといたしております。第2条で報酬の額を会長の報酬は日額5,500円、協議会の委員等の報酬は日額5,100円とするものといたしております。ただし、地方公共団体の首長についてはこれを支給しないとしております。第3条で報酬の支給方法、それから第4条で費用弁償の額を会議に出席された時には費用弁償として3,100円を支給するということになっております。第5条で費用弁償支給の方法等を定めております。なお、この規程につきましては平成15年4月1日からの施行といたしております。次に、14ページ目に移ります。報告第3号、始良中央地区合併協議会幹事会規程について説明をいたします。協議会規約第13条第2項の規定に基づいて幹事会規程を定めたので、報告するものでございます。第1条で趣旨として幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めております。第2条で所掌事項として、1号として始良中央地区合併協議会の提案事項に関すること、2号で協議会専門部会の活動の推進、管理に関すること等を定めております。第3条の組織として26名で組織をするようになっております。幹事は1市6町の助役並びに協議会の専門部会の部会長と1市6町の合併担当課長をもって充てております。参考に協議会への提案事項について、新市まちづくり計画の策定のため、幹事会にまちづくりプロジェクト会議、まちづくりプロジェクトワーキング会議及びまちづくりフォーラムを置くことができるといたしております。第4条で役員、第5条につきましては、会議につきまして、会議につきましては開催日を毎月第1・第3木曜日に開くことにいたしております。会議につきましては午後1時30分からといたしております。第7条で専門部会、幹事会に専門部会を置くことができると定めております。なお、この規程は平成15年5月1日からの施行といたしております。16ページに幹事会の名簿を添付いたしております。幹事会の会長に隼人町の助役の中村様、それから副幹事長に霧島町の助役の安栖様をお願いをいたしております、決まっております。次に、17ページです。報告第4号、始良中央地区合併協議会専門部会の規程について説明をいたします。協議会幹事会規程第7条の第2項の規定に基

づき専門部会の規程を定めたので、報告するものでございます。第1条で趣旨を専門部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとし、第2条で所掌事項として専門的に協議、調整を行うとしております。第3条の組織といたしましては、1市6町、一部事務組合等の部・課長等をもって組織するとしてしております。第4条で役員を定めております。18ページ目の第7条に分科会として専門部会に必要なに応じて分科会を置くことができると定めております。なお、この規程は15年5月1日からの施行といたしております。19ページに専門部会役員名簿を添付いたしております。次に、20ページ目に移ります。報告第5号です。始良中央地区合併協議会分科会規程について説明いたします。協議会専門部会規程第7条第2項の規定に基づいて分科会の規程を定めたので、報告するものでございます。第1条の趣旨につきましては、分科会について必要な事項を定めるといたしております。第2条の所掌事項として規約第3条第1項に掲げる事項について専門的に協議又は調整を行うものとしてしております。組織につきましては、1市6町、一部事務組合等の主管担当者等をもって組織するとしてしております。21ページ目です。第6条で会議の運営について、第7条で報告について、分科会の会長は随時部会長に報告をするといった定めを設けております。この規程につきましては5月8日からの施行といたしております。22ページ目に別表として12の専門部会と52の分科会の一覧表を添付いたしております。次に、23ページ、報告第6号、始良中央地区合併協議会事務局規程について説明をいたします。協議会規約第14条第3項の規定に基づき事務局規程を定めたので、報告するものでございます。第1条で趣旨として事務局に関し必要な事項を定めるといたしております。第2条で所掌事務として、第1号として協議会の会議に関する事、第2号で協議会の協議資料の作成に関する事、第3号で協議会の広報公聴に関する事、それから第4号で協議会の庶務に関する事等を定めております。第3条で組織及び事務分掌を、それから24ページ目に移ります。第6条で決裁事項、それから第7条で専決事項、それから25ページ目ですが、第12条で給与等について定めております。職員の給与、給料及び手当については、それぞれの職員が属する市町の負担とすると定めております。この規程につきましては平成15年4月1日からの施行といたしております。26ページ目に別表として事務分掌表を掲載いたしております。資料の27ページ目に移ります。報告第7号、始良中央地区合併協議会財務規程について説明をいたします。協議会規約第16条の規定に基づき協議会財務規程を定めたので、報告するものでございます。第1条で趣旨を協議会の財務に関し必要な事項を定めるものとしてしております。第2条で歳入歳出予算について、第4条で予算の補正について、28ページ、第6条で出納及び現金の保管について、それから第8条で予算の流用及び予備費の充用について、それから第9条で決算についてそれぞれ定めております。なお、この規程につきましては15年4月1日からの施行といたしております。次に、資料の30ページ目に移ります。報告第8号、平成15年度始良中央地区合併協議会の事業計画及び平成15年度始良中央地区合併協議会予算について説明をいたします。平成15年度事業計画及び平成15年度協議会予算を定めたので、報告をするものでございます。31ページ目に事業計画といたしまして協議会の開催、この協議内容につきましては、合併協定項目の協議、新市まちづくり計画

の協議、その他市町村合併に関する協議を行うようにいたしております。そのほか幹事会の開催、小委員会の開催、これは小委員会につきましては必要に応じて小委員会を設置することができるというふうになっております。それから専門部会、分科会の開催、それから事務事業の一元化調整業務、それから例規の策定業務、電算システム業務、それから新市まちづくり計画策定業務、それから広報公聴事業といたしまして協議会だよりの発行、ホームページの更新等を予定し、定めております。32 ページ目と 33 ページにつきましては事業計画のうち本日までの経過について添付をいたしております。15 年 4 月 1 日で事務局の開設を行っております。4 月の 8 日、始良中央地区合併協議会の設置の届出を県知事に提出をいたしております。その後担当課長会議、市町長会議、助役会議、専門部会の役員会議、それから 33 ページですが、合併担当課長会議、それから 5 月の 7 日、事務事業一元化、新市の例規策定業務の委託契約をいたしております。5 月の 8 日、協議会の第 1 回の幹事会を開催し、幹事長、副幹事長の決定をいたしております。併せて第 1 回目の協議会提出案件について協議いたしております。それぞれ経過した後、本日の第 1 回の会議の開催となっております。次に、平成 15 年度始良中央地区合併協議会当初予算について説明をいたします。35 ページをお開きください。第 1 条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 4,691 万 3 千円と定めております。第 2 条で歳出予算の流用を定めております。36 ページです。第 1 表として歳入歳出予算、まず、歳入でございますけれども、負担金と諸収入合わせて 4,691 万 3 千円でございます。歳出につきましては、款といたしまして会議費、事務局費、事業費、予備費、合計 4,691 万 3 千円の計上といたしております。39 ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書について説明いたしますが、負担金として 4,690 万計上いたしております。説明の欄に 670 万円掛ける 7 市町、合計の 4,690 万となっております。なお、各町の負担金 670 万円につきましては、財源といたしまして国庫補助金 500 万円、県の補助金 40 万 2 千円、各市町の一般財源 129 万 8 千円、合計の 670 万円の財源になっております。40 ページの歳出について説明いたします。会議費 1,269 万 1 千円でございますけれども、会議に必要な委員の報酬、費用弁償などの経費を計上いたしております。41 ページ目の事務局費 967 万円につきましては、事務局の経費として消耗品費、光熱水費、使用料及び賃借料などの経費を計上いたしております。42 ページ目に移ります。事業費といたしまして 2,405 万 2 千円の計上をいたしております。事務事業の一元化についての策定業務、それから新市のまちづくり計画の策定の委託などの経費を計上いたしております。以上、協議会に関わります 6 件の規程と 15 年度の事業計画、15 年度の予算について説明を終わりますけれども、資料の 59 ページに今まで関係する分の合併協議会の組織図を添付いたしておりますので、少し説明させていただきますけれども、一番上の方に合併協議会というのがあります。一番下の方に、59 ページの一番下ですが、分科会というのがあります。分科会で細かく作業をし、それを上の方の専門部会、ここの方でさらに協議、調整し、それを、左の方からいきますと幹事会の方で協議をして、それを合併協議会の方で最終的に決定していくというような作業になってまいります。これが協定項目等に関する分でございます、ちょうど真ん中のところにまちづくりプロジェクト会議、それからまちづくりワーキン

グ会議、それからまちづくりフォーラムというのがあります。これにつきましては新市のまちづくり計画策定のための組織でございまして、これにつきましても、ここで協議をした分を幹事会で協議をし、最終的に協議会の方に上げていくというようなスタイルになっております。以上で説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸明人）

ただいま事務局の方から報告第2号から報告第8号までの説明がございましたが、これらにつきまして何かご質問等はございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

池田でございます。今の議題の中に入っているかどうかよく分かりませんが、10ページですね基本協定の次に特例法による協定項目という中に8として地域審議会の設置というのがございますが、これについて、5月1日の新聞紙上によりますと、地方制度調査会が答申をしております。その中の住民自治充実のための組織等が入っておりますが、それらについて事務局の方は何らかの資料をご準備されているかどうかを伺いたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸明人）

事務局の方をお願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

委員の今お尋ねになりました件については、私どもも新聞紙上等を通じまして、そのような審議といたしますか、地方制度調査会の方で出されているということはお聞きいたしております。今後秋口に向けましてさらに最終的な答申等も出されるのではないかというふうに思っておりますので、そこら辺の審議状況を見守りながら、この協議会の中にも必要な時期に応じまして情報等のご提供については申し上げてまいりたいというふうには現在のところ考えておりまして、現在それ以上細かいものについては協議会の事務局の方でも掌握はいたしていないところでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

報告のところでは申し上げるべきではないのかもしれませんが、やはりこうしたものの細かいスケジュールをですね事務局の方でご準備いただきたいという要望を申し上げておきます。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

承知いたしました。私どもできるだけ情報の収集に努めまして、タイムリーな時期に皆様方に情報の提供をするように努めてまいりたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸明人）

よろしゅうございますでしょうか。ほかにご意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかに特に質問はないようでございますので、報告事項につきましてはこれで終わらせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

今ちょうど1時間ちょっと過ぎた状況で、ここでしばらく10分間程度休憩をいたしたいと思いません。会の再開をですね2時45分ということにいたしたいと思いません。しばらく休憩をいたしたいと思いません。

「休憩 午後 2時35分」

「再開 午後 2時45分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸明人）

再開いたします。議決事項でございます。議案第1号、始良中央地区合併協議会会議運営規程について議題に供します。事務局の説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

資料の43ページをお開きください。議案第1号、始良中央地区合併協議会会議運営規程について提案理由の説明をいたします。始良中央地区合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき始良中央地区合併協議会会議運営規程を定めたいので、承認を求めるものでございます。規約第10条第3項につきましては、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定めるというようなことで本日お諮りするものでございます。第1条で趣旨として協議会の会議の運営に関し必要な事項を定めるものといたしております。第2条で基本方針として会議は原則として公開することと定めております。第3条で会議の定例開催といたしまして、会議開催日及び開催時間は原則として下記のとおりするということで、第1号で開催日を毎月第2・第4木曜日の2回、会議時間を午後1時30分からといたしております。第4条で会議の開閉等について、それから44ページ目に移りますが、第5条で表決について、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決することといたしております。第6条で事前提案の原則、協議事項につきましては原則として事前提案をするものといたしております。第7条で会議録の調製、会議録を調製するものといたしております。第3項で議長は、作成した会議録に記名、押印し、これを保管しておくものと定めております。第8条で会議録等の公開を定めております。会議録及び会議資料は原則として公開するものといたしております。ただし書きで公開しない場合を定めております。第9条で傍聴、会議は傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができると定めております。第4項といたしまして会議が公開されるときは、傍聴人に当該会議の会議資料を提供するものといたしております。会議資料の提供につきましては、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することができるものといたしております。第10条で傍聴人の定員、傍聴人につきましては一般傍聴人の定員を30人といたしております。ただし、会場の都合により議長が定員の数を増減することができるものと定めております。第11条で傍聴の手続き、第12条で返還、それから第13条に傍聴席に入ることができない者の定め、そ

れから第 14 条で傍聴人の守るべき事項、それから 46 ページ目ですが、第 15 条で写真、映画類の撮影及び録音等の制限等を定めております。なお、この規程は平成 15 年 5 月 22 日から施行するといたしております。47 ページ目と 48 ページ目に様式につきまして、それから 49 ページ目に協議会の開催予定を第 21 回分を予定表を添付いたしております。以上、提案理由の説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま始良中央地区合併協議会の会議運営規程、定例会議の開催日、時間、それから情報の公開の関係、それから傍聴人等の、傍聴の関係等についての規程の説明がございましたが、これらにつきまして何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

ただいまの会議運営規程の第 3 条には開催日及び開催の時間等が明示されておるわけですが、規約第 9 条との関わりでこうなっているんだらうというふうに思いますが、場所並びに議題については、会長があらかじめ委員に通知するというふうに規約上なっていますが、おおむね何日ぐらい前に通知をされることになるのか。お分かりであればお願いをします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

まず、この協議会に議題としてお諮りする前の段階としまして、規約の中でもご説明申し上げましたが、幹事会の協議を経てこの協議会にご提案申し上げることにいたしております。したがって、この幹事会も、本来この規約に基づきますこの協議会は第 2・第 4 木曜日を毎月 2 回開催ということで原則開催することにいたしておりますが、幹事会につきましては第 1・第 3 というその間に入る木曜日でもって開催を予定いたしております。したがって、この幹事会に調整されたものがこの協議会に提案されることとなりますので、直前の幹事会に諮るとしますと、協議会の 3、4 日前とか、そういう形になるのではないかというふうに思っております。いわゆる幹事会の議を経て整理をした上で委員の皆さん方にご提案、会議資料としてお届けをするというふうになるかと思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

よく分かりますし、皆さんそれぞれお忙しいんだらうというふうに思いますが、日時がはっきりしているんでいいんですが、場所とかですね、議題については、できるだけ早いうちにご通知をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

分かりました。この協議会につきましては、ご承知のとおり、会長を含めまして 53 人というメンバーになっております。それから、また、大変要職に就かれましてお忙しい方々が委員になっておいでになりますので、いわゆる定例開催ということを予定いたしております。したがって、基本的には毎回毎回開催の通知は差し上げないということを前提にいたしております。本会議の中で次回開催等についてご連絡を申し上げ、そして次回協議していただくことについても最後のところで次回開催する内容につきましてはお知らせをしていくと、そういう形でもって運営をして

いくというふうに考えております。したがって、そういう意味から開催スケジュールにつきましては予定という形で今ここに示しをしております。特段の変更がなければ、このような形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

#### ○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸明人）

よろしゅうございますでしょうか。そのほかこの運営規程についてのご意見・ご質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございますので、皆さん方にお諮りをいたしますが、提案のとおりで承認することをご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、異議なしということでございますので、提案のとおり承認をされました。引き続きまして協議事項でございます。協議事項第1号、事務事業一元化調整方針についてでございます。事務局の説明をお願いいたします。

#### ○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎正治）

それでは、協議会資料 50 ページをお開きいただきたいと思っております。協議第1号、事務事業一元化調整方針についてご説明をいたします。事務事業一元化調整方針を別紙のとおり定めることについて協議を求めるものでございます。では、51 ページ、事務事業一元化調整方針、1番、事務事業調整の目的、国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町の合併検討において、1市6町で現在実施しているすべての事務事業を把握して、課題、問題点の洗い出し及びその整理を行い、合併を仮定した事務レベルでの事務事業一元化調整案を作成し、協議会における協議のための基礎資料として取りまとめることを目的といたします。2番目、事務事業調整の原則、以下六つの基本的な原則に基づきまして調整をいたします。まず第1番目、新市に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。これは各種証明書の発行や各種申請書の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活に係る事項については、住民生活に混乱を来さないよう速やかな一体性の確保が図られるように調整に努めます。2番目、住民サービス及び住民福祉の向上に努める。現在1市6町で行っている各種サービスについて水準に差異のあるものについては、必要なサービスの水準を低下させることなく、住民福祉の向上が図られることを原則に調整に努める。3番目、負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。地方税や手数料、使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配分しながら調整に努める。4番、5番につきましては、現在各市町においても取り組んでおられますが、新市においても同様でございます。その4番、新市において財政、健全な財政運営に努める。5番、行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。そして6番目です。新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。これは1市6町が合併した場合、人口現在約12万8千、面積が603 ㍊に拡大します。これに見合った自治体の運営が必要とな

るため、類似都市の状況も考慮しつつ事務事業の調整に努めます。続きまして 52 ページです。3 番目、事務事業調整の基本的な手法、事務事業の調整は、これまでの 1 市 6 町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、また、新市のまちづくり計画基本方針、そして先ほど言いました基本的な六つの調整の原則に従い新市での速やかな融合一本化の促進と新たなまちづくりに結び付けていくもので、下記の基本的な分類、方法、手法によって進めます。中ほどの方に図で示してありますので、これで説明してみたいと思います。基本的な分類、一番左側の四角囲みに 1 市 6 町が実施しているすべての事務事業がございます。そしてそれを三つに分けます。現行どおり実施する。そして、また、一元化をする。また、廃止をする。この三つに分けます。そして現行どおり実施するものにつきましては、その実施の時期は新市のスタートと同時でございます。また、一元化につきましては、②統合、③再編とあります。②につきましては、上の方に注釈がございますけれども、1 市 6 町のいずれかに統合するというので、これは実施時期でまた二つに分かれます。⑤合併時ということで、合併時までに調整して、実施は新市のスタートと同時ということでございます。そして⑥合併後ということで、新市に移行後速やかに調整して実施をするということでございます。そして一元化のあと一つの再編でございます。③で 1 市 6 町のいずれかを基本に再編する（新規も含む）ということで、この実施時期につきましては統合と一緒にございます。それと最後の④廃止でございますけれども、廃止の方向で調整するというので、廃止の時期につきましては上と一緒にございます。それと 4 番目、事務事業調整の留意事項といたしまして 3 点ほど掲げております。住民に一番関心がございます住民負担、行政サービスに係るものについては、健全財政に配慮しながら、合併効果による住民生活に資的向上が図れるよう、また、時代のニーズに考慮しながら調整する。2 番目に、独自の事務事業については、従来からの経緯、実情を考慮した上で調整する。3 番目、同一類似するものにつきましては、住民サービスの低下を招かないよう留意しながら合理化・効率化に努める。以上、このように事務事業一元化調整につきましては、基本的な六つの原則、そして手法、そしてただいまの留意事項を基にして、各分科会、各専門部会で一つ一つ事務事業について作業を進めて参ります。そのフローにつきましては、流れにつきましては 53 ページの方に参考資料として添付しておりますので、後もってお目通しをいただければと思っております。以上、協議第 1 号につきまして事務局の方から説明を終わります。

#### ○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸明人）

ただいま事務事業の一元化調整方針につきまして、基本原則、基本的な手法、留意事項、それから参考資料の流れ等につきまして説明がございました。これからこれについてのご意見をちょうだいいたしたいと思っております。

#### ○始良中央地区合併協議会委員（小久保明和）

小久保と申します。一言意見を述べさせていただきます。考え方はこれで大賛成なんですけれども、私は誰が見ても明らかにこれは効果があるというものがあると思っております。お金もない、お金もかからないというものを合併時まで待つ必要はない。ここまで協議が進んでいるんだったら先行してや

るべきものがあったとしてもいいんじゃないかと私は思うんですね。企業であるならばいいことはすぐやろうという精神でございますので、合併時まで待つ、時間のかかるものは合併後でも構いませんけれども、皆さんがこうしていいものは前倒しでやるというぐらいの姿勢があってもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。以上です。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

私どもといたしましては規約に基づき、そしてそれぞれの組織を活用しながら着実に取り組んでいくというのがそれぞれに与えられた作業であろうかと思っております。ただ、今、本日ここにご提案申し上げておりますこの事務事業の一元化調整につきましても一番最初の入口の大事な方針でございます。これをこの協議会でご承認いただきますと、早速かなり速いペースでこの作業を進めていかなければならないものと理解をいたしております。と申しますのも、特例法の期限内にこの作業を進めていくとすれば、かなり事務事業の数も多うございますし、調整しなければならないのも多数ございますので、この承認をもって、今、ご提案がありましたことについては十分心にとめながらそういう作業に取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（小久保明和）

多少玉虫色のご返答で困っているんですけども、私は別に内容については分かりません。ですから、細かくは申し上げませんが、いいことはすぐやろうという精神だけは是非尊重していただきたいと、このように思っております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸明人）

事務局いいですか。今ご提言がございましたが、少し、この協議会の役割、先ほど申し上げましたように、いろいろこの事務事業でありますとか、それからその計画でありますとか、こういったものをですね協定書と取りまとめる所がこの協議会の役割で、その後議会の議決という手順がまだ残っているということでございます。その中で、恐らく、先倒しでですねすることについては、今おっしゃったような非常に大事な部分なんですけど、後の手続きが残っておりますので、この協議会としての役割につきましては、むしろ今おっしゃったことにつきましては即合併の時からスタートという形の取り扱いということに進んでいくのではないかと、この協議会のやっぱり役割がそこにあるのだということを是非ご理解をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんでしょうか。ほかに特にございませんですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようでございます。お諮りいたします。提案のとおり承認するというご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ご異議なしということでございますので、提案のとおり承認をされました。次に、議案第2号、新市まちづくり計画の策定方針についてでございます。事務局の説明をお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、資料の 54 ページになります。協議第 2 号、新市まちづくり計画の策定方針について提案理由の説明を申し上げます。市町村合併の特例に関する法律により合併協議会において作成することとされている市町村計画について別紙のとおり策定方針を定めることについて協議を求めます。なお、始良中央地区合併協議会においては合併特例法上の市町村建設計画を新市まちづくり計画と称しております。55 ページです。新市まちづくり計画の策定方針でございますけれども、策定してまいります計画の基本的な考え方などについて一定の方針を定めようとするものでございます。1 番目に計画の趣旨といたしまして、本計画は、合併特例法に基づき 1 市 6 町の合併に際し、住民が合併の適否を判断するための材料と合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものであります。2 番目の計画の構成といたしまして新市を計画していくための基本方針、これを実現するための主要事業、公共的施設の統合整理及び財政計画を中心として構成するとしております。計画の期間につきましては、合併後 10 カ年の期間について定めるものとしております。4 番目に住民の意見を反映させるということで、本計画は、設置を予定しておりますまちづくりフォーラムの新市将来構想の提言や住民説明会の開催を通じて 1 市 6 町の住民の意見が十分反映されるように配慮するとしております。5 番目に計画の内容でございますけれども、その 1 番目として新市の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとしていたしております。2 番目にまちづくり計画は、各地域の課題を把握し、その特性を生かしながら、ハード・ソフト両面にわたり効果的な事業の展開を図っていくものとしております。3 番目に公共的施設の統合整理につきましては、1 市 6 町の住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとしていたしております。56 ページ目になりますが、4 番目といたしまして財政計画につきましては、歳入面におきましては過大に見積もることがないように努めるといたしております。また、歳出面におきましては、1 市 6 町の現状を十分把握した上で適切な見積もりを行う。さらに投資的経費につきましては、1 市 6 町の現在取り組んでいる事業のうち合併後も継続しなければならない事業や新市まちづくり計画に伴う事業を見込むものとしていたしております。5 番目に住民の意見を十分踏まえるとともに、合併効果の最大活用及び合併に伴う懸案事項に十分留意して策定するものとしていたしております。6 番目といたしまして、1 市 6 町の地方自治法の規定に基づいて策定されております基本構想、総合振興計画等は、今日までの各市町のまちづくりの方向性を示すものであるため、合併後に向けても特色ある地域づくりや事業の継続性等を考慮し、本計画はその整合性を確保するものとしていたしております。57 ページに合併特例法の法律の抜粋、第 5 条になりますけれども、建設計画の作成及び変更というのがあります。それからその 3 項として、合併協議会は、市町村建設計画を作成し又は変更しようとするときは、県知事の協議が必要であるというのが書いてございます。それから 58 ページ目が計画の策定フローを添付いたしております。以上、協議第 2 号、新市まちづくり計画の策定方針について説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸明人）

少し策定プログラムはやらない、計画の策定フローのところをちょっと。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

58 ページの新市まちづくり計画策定フロー案でございますけれども、現段階での考え方でございますけれども、一番上の方に新市まちづくり計画策定方針の協議ということで本日の会議になってまいります。承認していただきますと、業務委託作業が出てまいります。早急に住民アンケートの実施ということになってまいります。引き続いて計画の骨子の素案を作成するというようなことになってきまして、その作業につきましましては、まちづくりプロジェクト会議、ワーキング会議、これにつきましましては行政の担当が入っております。その右側の方にまちづくりフォーラムというのがあります。これは住民の方々のフォーラムになってまいります。まちづくりフォーラムの方から提言報告を受け、まちづくりプロジェクト会議、ワーキング会議で協議し、計画の骨子案の作成になってくるというようなことになってきます。それを幹事会、協議会で審議案の決定をして、県との協議になってくるというような形になってきます。それを踏まえて、ちょうど真ん中ぐらいになりますが、新市のまちづくり計画の概要版が作成されます。それをもって住民説明会を各地で行うというようなことでございます。それを、各地区での住民説明会の意見等を反映し、下から5行目になりますが、新市のまちづくり計画の修正を行います。それを最終案として作成し、さらに住民説明会の開催、あるいは合併協定書のまとめ、それから調印というようなスタイルになってくるというのが現在のフローの案として考えております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま新市まちづくりの計画の策定の基本的な方針の説明と、この方針の協議、決定をいただいた後の流れ等につきまして事務局の方から説明がございましたが、これらにつきましてこれからご意見をちょうだいいたしたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（川島 暁）

川島ですけれども、今、事務局からですね説明いただいたんですが、この見る限りにおいて私の感じる所ですね、各現状のこのすり合わせと言うかな、それにこう近いような感じがしてならないんですよ。今求められている地方の在り方としてですね、これからもう国に頼らない。そうした自治体をつくらなきゃいけないと、これはもう大方のこう見方なんですけれども、ここに見る限りにおいてですね、新市が目指すものは何なんだと強い姿勢のですねそういう戦略とか、戦術面がこう見えてこないんですけども、そこあたりはどのようになっているんでしょう。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局の方、説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

まず、この新市のまちづくり計画を策定するに当たりましては、今お尋ねのとおり、新しい、1市6町で新しい市ができた時にどういう計画を描けるかということがこの新市のまちづくり計画でございます。そうしますと、まず、当然、これらをつくるためには、現状分析から、いろんな基礎

資料等を収集して、そしてそれぞれいろいろとまた住民の方々のご意見等もお伺いしながらこの作業を進めていかなければならないというふうに考えておまして、先ほど幹事会規程とか、そういう中でこういう策定するための組織等については、それから手順につきましては今説明いたしたとおりでございますが、そういう中でいろいろな問題が洗い出しをされてこようかと思っておりますので、視点としてはいずれにいたしましても1市6町合併後の新しいまちをどう描くかということ念頭に置いた計画づくりになるかと思っておりますので、今ご提言のありましたことについては、十分そういうものを反映する計画づくりになるだろうと私どもも思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（川島 暁）

なぜ私がこれを申し上げますかという点ですね、この事業計画の中でもう6月以降にそういう策定の指針がこう示されることになっていきますから、もうしかるべきですね、そちらの当局にそのような試案があって私はしかるべきという思いでそう尋ねたわけなんですけれども、そこあたりはどのようになっているんですか。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

まず、先ほどの一元化調整と一緒にございますけれども、まず一番大事な本協議会の中でこの策定方針についてご承認をいただくという作業が出てまいります。それに基づきまして、私どもといたしましては今ここに示しております作業フローに基づきまして事業、事務の執行をしてまいります。もちろんこれに代わるものとしたしましては、1市6町のいわゆる行政、そして提案をいたしております住民の方々への参画、そしてアンケート調査等の中に盛り込んでまいりますので、これらを今事務局の方でもスタートが切れるように準備をいたしております。ですので、できるだけ早く、この方針が承認されますと、すぐ作業に入りたいと、できますことならば、このフローの中にも書いてありますとおり、発注作業、コンサルタントへの委託も予算の中に計上してございますので、これについてすぐ発注に手続きに入りたいというのが事務局の現在のところの取り組みでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

少し補足、今、この新市まちづくり計画策定フローの58ページ見ていただきますと、まちづくり計画策定方針の協議ということで、今まさにこういう形でまちづくりを10カ年間の計画をしながら基本的な柱を盛り込み、各市町村の今の計画とも整合性をとりながら新しいプロジェクトも含めてやっていきたいと思いますというのが今基本方針の定義、これが一応ご理解いただきますと、今から作業に入っていくわけですが、この資料の4ページを、おおむね4ページに、新市まちづくりの計画策定をですね、大体今のこの流れでいきますと6カ月間ぐらいかけながら今言われたことを踏まえた柱づくりを作業をし、そして審議を経ていくという手順になります。その中で住民の皆さん方の意見も聞き、あるいはフォーラムの皆さん方からも意見を聞きながら、本当の戦略的プロジェクトになる柱等も盛り込みながら計画づくりを進めていくということでございますので、今のところとはかく基本的な方針だけをご理解いただければ、後もって計画的に進めていくというのがこの趣旨

ではないかと思っておりますが、そのような説明をちょっと補足させていただきたいと思っております。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでありますので、皆様にお諮りいたします。提案のとおりこの新市まちづくり計画の策定方針についてはご承認をいただくということでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ご異議がございませんので、提案どおり承認をされました。それでは、引き続きまして次の議題についての、次に、会次第第 10 のですね次回会議内容についてでございます。先ほどお話がございましたように、次回会議内容を 1 回協議しといて、そして資料等もその前に提示するということがございましたが、次回の会議内容について事務局の方から説明をお願い申し上げます。

#### ○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、資料の 60 ページ目になります。一番最後になります。会議運営規程第 6 条に基づきまして事前提案の原則がございました。したがって、次回の会議内容について定めておりますので、説明をさせていただきます。次回の会議につきましては各市町の行政視察を予定させてもらっております。趣旨といたしまして、1 市 6 町にはそれぞれの歴史や文化があります。そこで各市町を訪れ行政施設等を視察して各市町の現状を把握し、これからの合併協議の参考にしてもらいたいということでございます。今回は、計画からいきますと 6 月の 12 日が第 2 回目の協議会になります。午後 1 時 30 分から約 5 時ぐらいまでになってまいります。6 月の 12 日の分を説明させてもらっております。場所につきましては、1 市 6 町の役場庁舎の方で概要説明を受けるというようなことで、参加者は、協議会委員、それから事務局、各市町村の合併担当課長というような形で考えてあります。説明者を合併担当、それぞれの市町の合併担当課長ということでございます。方法といたしまして貸し切りバスを 1 台利用いたしまして下の方の順番で視察をしたいということでございまして、6 月の 12 日につきましては、本日の会場と併せてこちらの方に集合をさせていただいて、福山町、それから溝辺町、隼人町を視察をするというようなことを計画いたしております。併せまして、その次の 6 月の 26 日でございますけれども、この時には残りました国分市、霧島町、牧園町、横川町の行政視察を予定しております。以上でございます。

#### ○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から、この協議会につきましては、次回及びその次の会におきましてそれぞれの市町村の行政等の施設等の視察を行いたいということでただいま日程及び場所が説明されたところでございますが、これにつきまして何かご意見・ご質疑等がございますでしょうか。

#### ○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

溝辺町の延時ですけれども、それぞれの町が地域振興のために国・県、いろんな面の地域振興の地域指定を受けている所があると思っております。市あるいは町全域、あるいは、また、その区域に限って、そういったものを参考資料として整備していただきたいというお願いをいたします。終わります。

す。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

現在私どもいろいろな資料をこの視察の時には準備をしようというふうに考えております。各種のそれぞれの特徴であれ、現状であれ、一つの資料として整理をしたいと考えております。なお、また、今、次長の方からご説明申し上げましたとおり、各市、町の役場におきまして、約 30 分程度になろうかと思えますけれども、時間的には、それぞれの実情ということの説明をするということを用意いたしておりますので、いろいろなそのような中で今ご要望のありましたものについては盛り込めるものは盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸明人）

よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にほかに質問がないようでございますので、次回、次々回の会議の内容等につきましては終わらせていただきたいと思います。続きまして会議第 11 のその他についてでございますが、皆様方の方から何かございませんでしょうか。事務局の方からはございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ほかに特にないようであれば、これで本日の協議を閉じさしていただきたいと思います。本日の議長役目は終わらしていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場裕也）

これもちまして第 1 回始良中央地区合併協議会を終了させていただきます。姿勢を正してください。一同、礼。長時間のご協議お疲れさまでした。

「閉 会 午後 3 時 3 0 分」